

特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、「西ノ山集団茶園ふれあい交流施設整備工事」（以下本工事）に適用する。本仕様書に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書（案）」（平成22年4月京都府）、「土木工事 管理基準」（平成22年4月京都府）、「土木請負工事必携」（平成22年4月京都府）により施工するものとする。

2 施工計画

1) 土木工事共通仕様書第1-1-6に規定する施工計画書提出の有無 有 無

2) 施工体制台帳の提出

3) 工事の施工に当たり、諸法令を遵守するとともに、必要に応じて地元の関係機関と協議を行い、調整を図ること。

なお、疑義が生じた場合速やかに監督職員と協議を行うこと。

3 仮設、工法等

工事請負契約書第1条第3項に規定する仮設・工法等（任意）は、設計図書及び図面に示す以外のもので、本工事の数量変更に応じる場合を除き、原則として変更の対象としない。

4 材料及び施工

（レディーミクストコンクリート施工の品質確保）

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。

5 標示板の設置

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：○○○○○を○○しています。

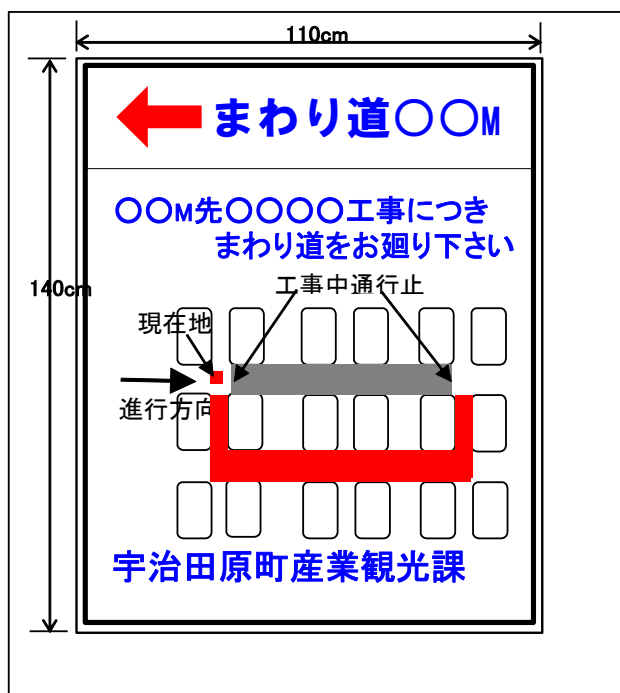
工事種別：○○○○工事

(標示板の記載例)
[工事標示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区間の起終점에設置する。 ・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○○○工事」等の工事種別は青地に白抜文字とする。 ・ 「道路工事を行っています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）をつけること。

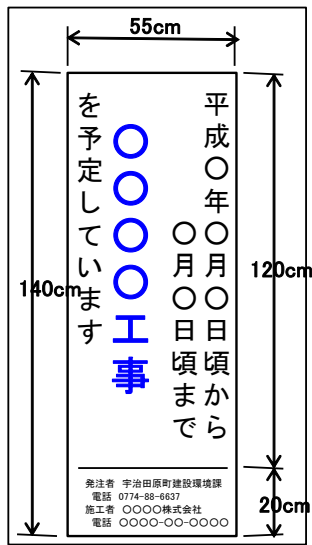
[迂回路標示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事のため迂回路を必要とする場合に、迂回路の入口と迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）に設置するものとする。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・迂回路を必要とする工事開始から工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）をつけること。

※迂回路標示板については、特にドライバーへの工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

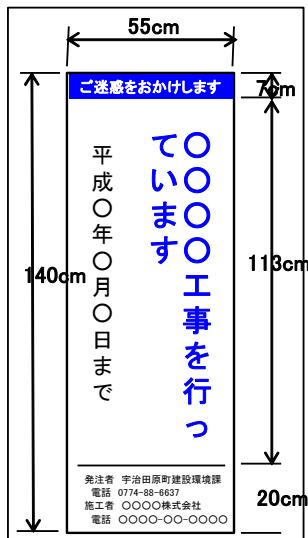
[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇〇工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「道路工事をしています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

6 施工管理

- 1) 本工事の施工管理は、土木工事施工管理基準に記載されるものを実施するものとする。
- 2) 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される必須事項を実施し、その他の項目については、必要に応じて監督職員の指示により実施するものとする。

7 安全管理

安全対策については計上していないが、道路管理者及び所管警察署等と打ち合わせの結果により変更等が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び請負者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

8 残土処理計画書・報告書の作成について

- 1) 請負者は、工事を施工する場合において予め残土処理計画書を作成するものとする。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。
- 2) 施工後は、残土処理報告書を提出するものとする。

9 再生資源の使用について

本工事については、下記のとおり再生資源を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上新材とすることができる。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシュラン	RC-40	路盤	
		構造物の基礎	
		コンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	
改質再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン	中間層	
	密粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正なものであるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」

による。

- 2) 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。
- 3) 再生クラッシャーラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 4) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

10 工事用地の確保

工事施工に必要な借地等については、請負者で確保すること。また、跡地復旧にあたっては、後日紛争が生じないよう誠意を持って原型復旧しなければならない。

11 事前調査

- 1) 工事着手前に地下埋設物等の調査・確認を行うこと。
- 2) 監督職員が指示する家屋及び外構等の事前調査を行うこと。事後調査は別途協議する。

12 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合で設計変更の対象としない。

ただし、工事後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

○分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

及び解体方法	⑤本体付属品	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（舗装）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

（参考）再生資源化等をする施設の名称及び所在地

指定副産物	受入場所	受入条件（お盆、正月、日曜を除く）	備考
コンクリートガラ	（有）京奈サイクル<中間処理業者> 綴喜郡宇治田原町・郷之口・ 豊前丈 100-2	受入期間 毎日 8 時～17 時	粒径 60 cm 以下
アスファルトガラ	同上	同上	同上
がれき	（有）びわこクリーンセンター 京田辺市大住藤ノ木 12-3	受入期間 毎日 8 時～17 時	

13 産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入された産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、

京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

14 建設副産物の搬出について

本工事の施工により、発生する建設残土は、下記の場所に搬出するものとする。

受入条件は下記のとおりである。

ただし、やむを得ない事情等により、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえその指示によるものとし、設計変更の対象とする。

指定副産物	受入場所	受入条件	備考
発生残土	（財）城陽山砂利採取地整備公社 事務所所在地 城陽市寺田水度坂 130 TEL 0774 (55) 9506 HP http://joyoyamajari.jp/	受入時間 7時30分～17時 休業日 日・祝日及び 8/13～8/16 12/29～1/5、 事前分析検査に合格した土砂 に限る	事前分析検査費 38,000 円

15 その他、疑問点がある場合は監督職員と協議すること。